

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 2 5 年 9 月 1 9 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 8 分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安斎・松田・濱本・山口・ 横田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○（建設）池澤主幹

一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況について報告いたします。

まず、用地取得状況でございますが、市道関連につきましては、8 月までに完了したところでございます。国道関連につきましては、残り 1 筆で、年内に取得予定であると聞いております。

次に、平成 25 年度工事状況でございますが、資料をごらんください。資料左上になりますが、市道関連につきましては、国道 5 号から忍路市街地への入り口に位置する市道忍路海岸線において、土工、排水工、擁壁工等の一部を 8 月から着手しております。資料左側にありますが、国道関連につきましては、忍路地区で、土工、緑化、排水工等の一部を 6 月から着手しております。資料右側になりますが、桃内地区の海岸部で、国道を海側に振り替え、トンネル坑口付近の土工、緑化、排水工等を行う工事を 7 月から着手しております。その後、12 月からトンネル工事に着手する予定と聞いております。

なお、事業完成の時期は未定とのことですが、今後、小樽開発建設部では、早期の開発を目標に、新国道トンネルを含めた国道や市道の工事を順次進めていく予定と聞いております。

○委員長

「平成 25 年度除雪計画について」

○（建設）雪対策課長

平成 25 年度の除雪計画について、資料に基づき、報告させていただきます。

1 の除排雪の作業対応についてであります。まず、除雪体制につきましては、昨年度と同様、6 地域の総合除雪体制での除雪業務の実施を考えております。次に、除雪につきましては、幹線道路、補助幹線道路、生活道路を合わせ、合計で 513 キロメートル、歩道除雪につきましては、合計で 112 キロメートルの作業を計画しております。また、排雪につきましては、幹線道路、補助幹線道路、生活道路を合わせ、合計で 228 キロメートルの作業を計画しております。

2 の凍結路面の作業対応についてであります。スリップ防止材の散布延長として 56 キロメートル、砂箱設置箇所は 639 か所、砂まきボランティアは昨年度実績で 184 件、ロードヒーティングの設置箇所につきましては 231 か所となっております。

3 の雪堆積場等の管理対応についてであります。今年度は市民に開放する雪堆積場等を 5 か所開設する予定であるほか、道路管理者専用の雪堆積場等を市内に 7 か所確保し、排雪の受入れ態勢を整えていきたいと考えております。

4 の今冬の主な取組目標についてであります。一つ目は、児童などの通行の安全を確保するため、主要交差点の早めの雪山処理や主要通学路における歩行路の確保に努めたいと考えております。

また、二つ目は、市民との協働による雪対策を推進するため、幹線道路以外の凍結路面对応・排雪作業については、市民の皆さんの協力を得ながら、道路の安全を確保していきたいと考えております。

○委員長

「小樽公園の都市計画変更について」

○（建設）都市計画課長

小樽公園の都市計画変更について報告させていただきます。

資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1の小樽公園の位置づけについてであります。小樽公園は、昭和17年5月に都市計画決定し、スポーツ施設、文化施設等が整備された総合公園として、多くの市民に利用され、小樽市のシンボリックな公園となっております。

次に、2の変更理由につきましては、市民レクリエーションの充実に資するため、地域の学校再編による統合新校建設計画に合わせて、小樽公園第2駐車場の配置を変更するものであり、主要な公園内施設に小樽公園第2駐車場を近接させることで、公園利用者の利便性の向上を図るものであります。

3の主な変更点といたしましては、公園第2駐車場を現緑小学校へ位置を変更するものであります。

また、一部、都市計画道路と公園とが重複していることなどから、その解消を図るため、公園区域を変更することとしております。さらに、既に公園として利用している区域を追加する内容となっております。

4の小樽公園の都市計画変更の内容についてであります。今、報告させていただいた都市計画変更を行っても、当初の公園面積23.5ヘクタールに変更はございません。

最後に、5の今後のスケジュールについてであります。今年度10月下旬に、変更に係る住民説明会を開催し、小樽市都市計画審議会などの法的手続を経て、平成26年3月ごろに変更告示を行う予定と考えております。

○委員長

「奥沢水源地保存・活用基本構想について」

○（水道）整備推進課長

奥沢水源地保存・活用基本構想について報告いたします。

奥沢水源地保存・活用基本構想の素案につきましては、第2回定例会の当委員会で報告し、その後、7月8日から8月7日までパブリックコメント手続を行い、5人から16件の意見が提出されました。

提出された意見を紹介します。「歴史を学べるという点はとてもよいと思いますが、整備のみでなく、イベントが開催できるような環境づくりを行い、市民の方が楽しみ、憩い、アピールしたくなる環境になればいい」「近代化遺産であることを考慮し、西洋式の建築作工物と水空間、森林空間が醸し出す風格あるランドスケープをつくっていただきたい」など、ほとんどが水源地の活用方法に関する内容であります。

提出された意見につきましては、今後、具体的な整備内容などを検討する際の参考とさせていただきます。

パブリックコメント手続による内容の変更がありませんので、素案をそのまま奥沢水源地保存・活用基本構想といたしました。

そのため、基本構想としては今回改めて配付をしておりませんので、内容につきましては、前回の定例会でお配りした資料で確認をお願いいたします。

この基本構想は、奥沢水源地の将来的な方向性を示したものであり、今後、基本テーマである歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出の具体化に向けて、検討していきたいと考えております。

○委員長

「平成25年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

この9月5日に開催されました平成25年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会の議案と内容について御報告いたします。

資料がありますので、ごらんください。

議案等につきましては、1枚目に記載しておりますように、議案第1号から議案第3号と報告第1号の4件とな

っており、議案につきましては、それぞれ承認、認定されております。

それでは、それぞれの内容を資料に基づきまして説明します。

最初に、議案第 1 号専決処分承認の件（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更）と議案第 2 号専決処分承認の件（北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更）について、一括説明いたします。

ページについては、1 ページ目と 2 ページ目に、それぞれ議案第 1 号、議案第 2 号を資料としてつけております。

いずれも、石狩西部広域水道企業団が加入しています北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の一部変更についての専決処分承認の件であります。

このうち、北海道市町村総合事務組合は、監査委員等の公務災害、通勤災害の補償事務を扱っている一部事務組合であります。また、北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、議会議員の公務災害、通勤災害の補償事業を扱っている一部事務組合であります。

この両組合に対し、北空知圏学校給食組合が新たに加入することとなり、組合規約の一部変更について、組合構成員として承認を求められたものであり、平成 25 年 5 月 16 日に、企業長より専決処分をしたことについて、企業団議会の承認を求めたものであります。

次に、議案第 3 号平成 24 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定の件についてであります。3 ページをごらんください。

議案第 3 号は、平成 24 年度決算について、監査委員の意見をつけて認定に付されたものであります。参考までに、監査委員の意見、決算審査意見書からの抜粋となりますが、審査結果のところを四角枠の中に記載しております。

続きまして、平成 24 年度の決算の概要につきましては、4 ページの資料で説明いたします。

平成 24 年度の水道用水供給事業は、第 1 期創設事業の最終年次として、当別ダム建設費の負担並びに各種浄水場関連工事及び石狩新港・小樽分水施設新設工事を行いました。

また、平成 25 年 4 月からの用水供給開始に向け、浄水場の総合試運転等を行いました。

それでは、予算の執行状況について説明いたします。

予算執行のうち収入につきましては、予算額 34 億 6,323 万 9,000 円に対して、決算額は 34 億 993 万 2,988 円、5,330 万 6,012 円の減となり、執行率は 98.5 パーセントとなっております。

支出につきましては、予算額 39 億 7,548 万 8,294 円に対して、決算額は 33 億 6,636 万 101 円で、不用額は 6 億 912 万 8,193 円となり、執行率は 84.7 パーセントになりました。

次に、建設改良事業の概況についてであります。

建設改良費の総額は 29 億 9,868 万 5,848 円、内訳は創設事業費が 17 億 702 万 7,694 円、そのほかダム負担金 9 億 3,579 万 8,956 円、支払利息 3 億 5,209 万 6,426 円などとなっております。

なお、主な施設の整備状況は、次のとおりでございます。

浄水施設につきましては、第 1 期浄水処理施設について、平成 21 年度に工事着手しており、平成 24 年度に竣工となっております。

また、第 1 期浄水処理施設機械設備及び電気設備については、平成 22 年度に工事着手しており、平成 24 年度竣工となっております。

また、導水・送水施設につきましては、第 1 期分の施設工事は全て終了し、導水管の延長が 1,144 メートル、送水管の延長が 4 万 3,268.7 メートルとなっております。

最後に、報告第 1 号になります継続費の精算報告書についてであります。5 ページをごらんください。

継続費は事業費や支払利息と企業償還金を除いており、平成 4 年度から平成 24 年度まで 21 年間で、総事業費 575 億 6,240 万 2,000 円を設定したものであります。平成 24 年度で第 1 期創設事業が終了したことから、継続費の精算を行うものであります。創設事業の執行総額は、569 億 6,988 万 7,128 円となり、5 億 9,251 万 4,872 円が

不用額となっております。創設事業の財源内訳については、企業債 155 億 9,940 万円、国庫補助金 211 億 6,322 万円、出資金 178 億 6,531 万 3,000 円、その他負担金等で 23 億 4,195 万 4,128 円となっております。

○委員長

次に、今定例会において付託された議案について説明願います。

「議案第 27 号について」

○（建設）小林主幹

議案第 27 号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの市営住宅条例の一部改正についてであります。市営オタモイ G 住宅 171 戸のうち、一部 74 戸を用途廃止するため、条例別表の公営住宅の部、市営オタモイ住宅の項中、整備年度が昭和 42 年度の管理戸数 46 戸を削るとともに、整備年度が昭和 43 年度の管理戸数 73 戸から 28 戸を削り、45 戸に改正するものです。

これに伴う公営住宅の管理戸数が 3,276 戸から 3,202 戸に、また市営住宅全体の戸数総計が 3,486 戸から 3,412 戸に、それぞれ改めるものです。

なお、この施行期日につきましては、別に規則で定めるものといいたしたいと考えております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎除雪計画について

それでは最初に、除排雪計画について伺います。

今冬の主な取組目標が資料の 4 番目に記載されていますが、主要交差点、主要通学路、これまでも実施してありました。新たに加えられる箇所数と場所等について説明願います。

○（建設）雪対策課長

交差点の見通し確保の強化等について、昨年度より何か所増やすという部分については、現在、整理中ですが、例えば交通需要が多くなりました築港地区の済生会小樽病院の前の道路については、交差点の見通し確保とこの強化をしていかなければならないというふうに思っています。

あと、主要通学路の件につきましては、朝里東小樽線のバス路線ですが、朝里中学校の前の部分につきましては、もちろん歩道除雪を今までもしていたのですが、やはり歩行者数が多いところで、水準を高めていきたいというふうに考えています。

○新谷委員

歩道除雪と排雪の関係なのですが、延長距離、それから基準は昨年度と比べてどのように変化しているのか、お示ください。

○（建設）雪対策課長

歩道除雪と排雪の昨年度の相違ということですが、歩道除雪については、主要通学路の歩行路の確保という方針に基づきまして、1 種路線として対応する路線が約 5 キロ増加しております。

排雪は、昨年度と作業延長について変化していませんが、これは標準的な目安がありますので、気象状況による道路の状況に応じて、適切な作業対応に努めていきたいと思っています。

○新谷委員

排雪はどうですか。

○（建設）雪対策課長

排雪の作業延長は変わっておりません。

○新谷委員

昨年度は大変雪が多くて、市も、それから住民も苦労したのですけれども、やはり排雪の要望というのはかなりありました。カット排雪で対応している部分というのが多く見受けられましたけれども、今年度、そのカット排雪に対しての考え方は、どのように持っていますか。

○（建設）雪対策課長

カット排雪等の排雪方法についてですけれども、排雪作業はあくまでも気象条件による道路状況などを総合的に勘案して実施するものですので、その方法論については、状況を見ながら、適切な時期に的確な作業方法を選択して、道路の安全確保を進めていきたいというふうに思っています。

○新谷委員

排雪に関してなのですが、生活道路でもある第3種路線は、89キロメートルをすることになっています。今冬の主な取組目標の中で、排雪作業については、市民との協働を推進するというふうにあります。実際に町会とは関係なく、自分たちで費用を出し合って1路線、排雪をしてもらったが、次の日、すぐ上か下、1本の道路が排雪になって、このようだったらしないほうがよかったとか、費用もかかるし、これはできないというようなことも聞いております。生活道路で排雪をするところとしないところがあるということで、市民との協働を推進するというわけなのですが、住民の皆さんに理解してもらうというのが、同じ生活道路なのになんで違うのかということでも少し難しいのではないかと思います、その辺はどのように考えていますか。

○（建設）雪対策課長

生活道路において、市民との協働ということでの住民理解についてですけれども、これまでの貸出しダンプ制度の利用が増加していることですか、砂まきボランティアの登録数が増えているということ、それから生活道路の自主排雪も進んできているということで、市民との協働が進められているというふうに考えておりますが、今後より一層理解が得られるように、例えば生活道路のそういうような差があるとすれば、その辺の是正ということは考えていかなければならないかと考えています。

○新谷委員

これまでも各地域の除雪懇談会が開かれていますけれども、市民との協働という点については、町会の理解は得られているでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪懇談会の中の資料も、市民との協働ということであつております。総合計画の基本計画の中にもうたわれている中で、この辺については周知して、皆様に理解が得られるように説明しているところであります。

○新谷委員

順番が逆になりますけれども、そもそも排雪作業における市民との協働の中身について説明してください。

○（建設）雪対策課長

市民との協働という内容ですけれども、今、答弁しましたとおり、貸出しダンプの適正な利用ですとか、砂まきボランティアの登録者数の増、それからまた地区内の未利用地の空き地があればということで、これを有効活用していきたいのだということを、市民に周知を図っていくということで、皆様の協力を得ながら、雪対策を進めていきたいというふうに思っています。

○新谷委員

その未利用地の活用というのは、やはり地域の人たちがよく知っていると思うのですけれども、今後の除雪懇談会の中で、どのように進めるのですか。

○（建設）雪対策課長

未利用地の活用についてですけれども、今までも約 300 か所、いろいろな部分で、民間の御厚意で場所を確保しております。ただ、そういう部分をもっと広げられるように、文書、それから排雪作業が円滑に進むのだというところをアピールしながら、皆さんの理解を得たいというふうに思っています。

○新谷委員

貸出しダンプについてはいつもシーズンに間に合うのかどうかということが心配の一つなのですが、今年度についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪、貸出しダンプ制度という部分での、ダンプの台数確保ということですが、やはり効率的な排雪作業を進めるためには、今年度も昨年度と同様のダンプ台数の確保に努めていかなければならないと思っています。

○新谷委員

ならないなということは、まだ確実ではないということですか。

○（建設）雪対策課長

ダンプの台数確保につきましては、建設業界の動向もありますので、確実ということはちょっと言えないのですが、やはり円滑な作業を進めていくためには必要なのだということで、業者には注視していきたいというふうに思います。

○新谷委員

昨年度は、台数がないとか、そのようなことで、貸出しダンプ制度でやりたかったができなかったとか、そういうことはなかったのですか。スムーズに行われたのですか。

○（建設）雪対策課長

排雪作業は、委託排雪と貸出しダンプという部門で区分はされているのですが、一括のものというふうに考えておりますので、この二つの手法を有効的に用いてやっているという中においては、貸出しダンプで当たらなかったということはなかったということで理解しておりますし、生活道路については、大雪だった中でも、それなりに排雪が進んだという理解をしております。

○新谷委員

私も、昨年度はよく頑張っていたのでないかというふうに思っていますが、これからまた除雪懇談会もあります。そういう中で、市民との協働のことをしっかりお話しして、また町会の要望もよく聞いて進めていただきたいと思います。

それで、市民との協働と言いますが、市民で自主的に除雪又は排雪をやっている方がいます。子供たちの通る通学路をハンドガイド除雪機で毎日のようにきれいにやってくれている人や、それからガソリン代が高いと言いますが、自分の持っている重機でその辺の除雪をしてくれている人などいますので、これはどうこうすれということではないのですが、本当は感謝状でも出したほうがいいと思うのですが、それは別としても、そういう人たちももう既にいるのだということもぜひ知っておいていただきたいと思います。

◎小樽公園の駐車禁止区域について

次に、小樽公園の駐車禁止についてです。

議会と市民の語る会が開かれていますけれども、この中で、建設にかかわることで要望が出されました。小樽公園付近の駐車禁止区域について、市外から来る方が違反で捕まっている、禁止区域の見直しを警察に要望してほしいが、どうかという、こういう要望がありました。

生活安全課に聞きましたら、昨年までは、日曜日と祝日は駐車禁止でなかった、ですが、今年の春から駐車禁止

にしたということです。この駐車禁止に至った経緯について説明してください。

○（建設）公園緑地課長

小樽公園付近の通路というのは、公会堂から桜ヶ丘球場の区間ということで認識しております。それで、市の生活安全課を通じて警察に確認いたしました。下りのグラウンド側は、以前より全日駐車禁止となっております。上りの見晴台側も駐車禁止でしたが、昨年度まで、4月1日から11月30日の間の日・祝日に限り、駐車禁止を解除しておりました。しかし、片側の駐車禁止を解除することによって、反対側にもびっしりと駐車が行われ、危険な状態が続き、地元の住民を中心に、通過車両の方から、危険だという苦情が相次いだそうでございます。警察としては、危険防止と生活をしている人の要望を優先せざるを得ないという判断で、本年から全日駐車禁止としたということを確認しております。

○新谷委員

今、経緯を聞きましたが、駐車禁止である下りにもたくさん駐車され、地元の車が通過できないと。そういう危険性があるためということでしたけれども、今まで4月1日から11月30日の間の日曜日・祝日に限り、上りは駐車禁止でなかったのだから、そのように戻せないのかと思いますが、公園緑地課としての考え方はいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

警察や公安委員会で駐車禁止の場所を決めるのですけれども、危険性のあるところから駐車禁止にしていると考えておりますので、公園管理者としましては、公園利用者の安全を第一に考えますと、やはり違法駐車がなくなることを望んでいるというのが考え方です。

○新谷委員

公園のそばに第2駐車場がありますけれども、ここが満杯で入れないということはないのですか。

○（建設）公園緑地課長

第2駐車場が127台、それをはじめ公園全体で159台ございます。台数については、数年前に北照高校の試合のときに路上駐車の数台を調べまして、それが大体第2駐車場の中に埋まるということを確認しております。それで、もし第2駐車場でも足りなければ、今の教育委員会の横に臨時駐車場として50台ほどございますし、また休日であれば、市役所の構内の駐車場も利用できますので、台数的には足りているというふうに考えます。

○新谷委員

市外の方が違反で捕まったということですが、この駐車禁止が市外の人にとって、わかりづらいかもしれないということだと私は思ったのですが、駐車禁止が一目でわかる看板を結構立ててあるということですが、その看板とか、それから第2駐車場を御利用くださいという、案内板というのはどのぐらい設置しているのですか。

○（建設）公園緑地課長

今まで、体育館の駐車場の前に、大きな地図を含めた看板がございました。それで、今回、このように駐車禁止の取締りが厳しくなったということで、それぞれどこへ駐車できるのかというようなこともございましたので、現在、第2駐車場への案内看板を駐車禁止の看板のそばに、5か所ほど設置しております。

○新谷委員

案内はしているということで、とめる方が面倒くさくてついとめてしまうということもあるかもしれませんけれども、危険性とか、地元の住民の車が通れないようなことであれば、やむを得ないのかなというふうにも思います。しかし、やはり今後、駐車違反で捕まるというふうにならないようにするためには、体育大会だとか、そういう主催者との連携で、何かお知らせみたいな紙を配ることや、あるいは放送することなどの手だても必要だと思うのですが、どのようなことを考えていますか。

○（建設）公園緑地課長

駐車禁止の周知というところになろうかと思いますが、主に例えば野球の大会があれば、主催者側に、これを所管する教育委員会とも連携して周知を行っています。場内で駐車禁止のところにとめないようにということの放送をかけていただく、あるいは一部では駐車場の入り口に案内の保安要員ですとか、そういう方を置いたりしておりますけれども、今後は、例えば今、駐車禁止の区間に、競技が始まる 1 時間ぐらい前から要員を配置して、駐車しないように、そして下に駐車場はここにありますよという例えばビラみたいなものを配って案内するというようなことも方法かと思いますので、これはまだすぐにやっておりますから、今後、教育委員会と連携して、そういうことも考えていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

いずれにしても、禁止区域の見直しというのは、今もお話を聞きましたらなかなか難しいのかなという気がしましたが、ここにとめてはだめなのですよということで、よくわかるように、主催者とも連携して、わかるようにしていただきたいと思います。

◎議案第 27 号に関連して

次に議案第 27 号に関連してなのですが、市営オタモイ G 住宅の、先ほど報告がありました。住み替えがまだ決まっていないという方がいるというふうに聞きましたけれども、何人いてどういう状況なのか、お知らせください。

○（建設）小林主幹

オタモイ G 住宅には、住み替えがまだ完了していない方が二世帯ございます。一世帯につきましては、今、入院中の方でございます。もう一方につきましては、こちらのほうで住宅をあっせんしていますけれども、まだ決めかねているといった状況でございます。

○新谷委員

それはどうしてなのでしょう。希望するところがないということだとは思いますが、その理由というものは聞いていますか。

○（建設）小林主幹

御本人に何回かお会いしていますけれども、御本人は希望する住宅がないということでございます。ただ、このままというわけにはいきませんので、再度また御本人に会って、住宅をあっせんしてまいりたいと、このように考えています。

○新谷委員

それは当然なのですが、例えば小さいけれども畑ができる、そういうところに行きたいとか、そういうところまでは聞いていますか。

○（建設）小林主幹

まちなかの住宅とか、いろいろあっせんはしているのですが、本人は御希望がないということですので、粘り強く対応してまいりたいと思います。

○新谷委員

住みたいところがまだないということで、決まっていないということですが、もう少し細かく要望を聞いて、ぜひ進めていただきたいと思います。

この議案については終わります。

◎特定目的住宅について

特定目的住宅について、同じ会派の川畑議員が本会議でも質問しましたが、改めて私も聞きたいと思います。まず、特定目的住宅の目的についてお知らせください。

○（建設）小林主幹

特定目的住宅に入居できる条件といたしまして、高齢者世帯、母子世帯、身障者世帯、それと低所得者世帯ということで、これらの世帯の方の居住の安定を図るために、一般住宅とは別に住宅の申込みができると、こういった住宅で理解しております。

○新谷委員

今聞いたように高齢者世帯、母子世帯、それから低所得者世帯ということで、福祉的な目的も多く含まれております。福祉部から建設部に移って、さらに今、指定管理者に入居の状況調査もさせておりますが、もともとこの特定目的住宅というのは、福祉住宅の一環として始めたものであって、住宅の困窮度が優先されるのだというように聞いており、それに対して低所得、高齢や母子という、福祉的な要素、この判断基準はあるわけですが、この判断を民間の建築士にだけ任せていいものでしょうか。

○（建設）小林主幹

住宅の困窮度を調査するに当たりまして、困窮度の調査票というものがございます。この中には、主なものといましては、壁とか床とかの住宅の老朽度、例えば浴室の設備、水洗トイレになっているかといった設備、あるいは住宅の過密度、それとあと大家から立ち退きを受けているか、裁判所からそういった立ち退きの通知が来ているのか、さらには住宅の保安環境の度合い、それと現在の家賃が収入に比べて高いかどうか、こういった部分につきましては、客観的に誰が見ても判断できる、このような調査票でございまして、民間あるいは市職員という中で、客観的に判断できるこういった要素になっております。

○新谷委員

誰が見ても判断できるものと言いますが、特定目的住宅を申し込んだ市民から、なぜ市職員が調査に来ないのかという苦情が寄せられました。調査した建築士の方は大変親切で感じのいい方ですので、人格とかそういうことではなく、私は、市の仕事としてどうなのかということを、いつも疑問に思っているわけです。本市の職員は、特定目的住宅の福祉的な要素の判断をするときに、今は全くかわっていないということですね。

○（建設）小林主幹

現地の調査につきましては、指定管理者の建築の資格を持っている者と職員 2 人が現地へ行きまして、確認しております。その条件につきましては、市にも報告され、市の内部で決定して入居決定に至っている、こういったことでございます。

○新谷委員

職員も一緒に行っているということですか。

○（建設）小林主幹

現地調査につきましては、指定管理者から 2 名が行っております。市の職員は行っておりません。

○新谷委員

私はそこが問題だと思うのです。確かに、調査項目というのは採点表がありまして、それで採点していくのだと思いますが、同じ点数になる場合があります。そのようなときはどのような判断で入居を決めるのか、そしてまた市民の切実な要望、悩み、そういうものは、人に任せていたら、本市が知ることができません。それで、市民の福祉の向上のために働かなければならない市役所としての役割は、果たせるのですか。私は、本当にそこが納得できないところなのですが、いかがですか。

○（建設）小林主幹

住宅の困窮度の採点につきましては、4 月から実施しておりまして、同点というのは、私は記憶がございません。同点になりましたら、内部で検討はいたしますけれども、現実には私は記憶にございません。

それと、現地調査につきまして、市の職員が対応すべきではないかというお話でしたけれども、この住宅管理に

つきまして、指定管理者に委託してございまして、民間がいわゆるノウハウを生かしながらやってきております。

この困窮度調査につきましても、市職員は現地へ行っておりませんが、結果につきましては報告を受けて、疑問点については指定管理者にただしながらやっておりますので、ないものとは考えてございます。

○新谷委員

同じ点数になる場合はないと、これはそうではないのです。実際は、ちょっと判断が苦しい部分があるというふうにも聞いています。

そして、民間のノウハウがあるのだからいいのだという、そういうことではないのです。机上の判断で、書類審査だけでいいのであれば、市役所は要らないのです。市民のさまざまな要望だとか、悩みだとか、大変さを知るのが市役所の役割だと、私はそこを強調しているのですよね。だから、それがなくなれば、市役所なんて要らないのではないですか。そう思われませんか、建設部長。

○建設部長

困窮度の調査につきましては、我々は客観的に公平に採点しなければならないと思っていますので、そのために採点表をつくって、職員がかわったり、指定管理になったりしても同じような結果が出る、そういったことを求めてやっております。

○新谷委員

繰り返しになりますが、そこが問題ではないのです。本市が市民のさまざまな要望、悩み、あるいは今の入居状況が大変だとか、そういうものを実際に見ないと、大変さというか、切実さがわからないではないですか。特定目的住宅というのは、本当に切実な方々が応募してくるわけですから、それを書類だけで判断するというのは、市としての役割を果たしていないと、そういうことを言っているのです。どうですか。

○建設部長

繰り返しになりますが、その状況を見て、心情的に動かされて採点が変わるというのは、問題ですので、そういった意味では、しっかり合理的に評価しているつもりでございます。

○新谷委員

人間ですから、それは民間の方だって同じです。でも、市としての仕事、役割、それを考えれば、これはやはり問題ではないかということを、繰り返しになって同じ答弁が来るとしか考えられませんので、今はこれにとどめておきますけれども、本市としての仕事、ぜひもう一回考え直していただきたいと思います。

◎住宅リフォーム助成制度について

住宅リフォーム助成制度に移ります。

今年度は 2 年目ですが、申込件数や、現時点での申請件数、補助金総額、工事請負業者の数など、お知らせください。

○（建設）建築住宅課長

9 月 13 日現在の補助金公募申請状況について、申請件数は 99 件、工事費総額は 2 億 7,240 万 4,053 円、補助金総額は 1,759 万 3,000 円、工事請負業者数は 59 社となっております。

○新谷委員

最初の申込みは何件でしたか。

○（建設）建築住宅課長

当初の応募件数は 252 件でございます。

○新谷委員

昨年度は、非常に残念なことに、補助金予算の 2,000 万円に残額があったわけですがけれども、今年度のこの進行状況を考えて、予算の 2,000 万円は使える見込みですか。

○（建設）建築住宅課長

現在の補助金総額は、昨年度より 170 万円余り多くなっております。また、繰上当選者の補助申請の締切りは 10 月 10 日ですので、今後、申請件数なり補助金総額は、先ほどお知らせした件数や金額より増えると思います。

○新谷委員

2,000 万円に達するかどうかは、これからだということだと思います。

それから、業者の方に少しお話を聞きました。前回も言ったのですが、1 割程度だったら業者の方々も割引くという話と、それから手続をもっと簡単にしてほしいという話です。個人で仕事をしている場合、全部自分でしなければいけないので、仕事の最中に手続に行くなど、その時間が本当に貴重な時間です。会社で専門の人がいればいいのですが、一人で仕事をしている場合は、もっと簡単にできないのかという要望を受けたのですが、そのことをぜひ検討していただけないかと考えますが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

公正に補助金を交付するために、ある一定の書類は用意していただかなければならないので、今以上に簡素化することは考えておりませんが、記入の仕方等でわからないことがあれば、電話や窓口で相談をお受けし御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○新谷委員

これ以上の簡素化は難しいということですがけれども、ほかの自治体とも比べて、また提案できるものがあつたら、していきたいと思っております。

◎石狩西部広域水道企業団議会定例会について

最後に、石狩西部広域水道企業団の報告を聞きました。

まとめて言いますのでお願いいたします。当別ダム建設支払義務発生額は、先ほど説明がありましたがおおよそ 569 億 6,988 万 7,000 円ですね。それで、支払利息の総額は幾らになるのか。それから企業団の平成 24 年度の決算額が出ておりますが、本市の負担分と、今までの負担の総額、それと簡易水道事業の収入は使用料 1 億 6,992 万 9,000 円の予算です。それに対して、現在、幾らの収入になっているのか、お知らせください。

○（水道）総務課長

私からは企業債の支払利息の総額ということなのですが、平成 24 年度までの借り入れた金額に対して、今後、支払われる利息の総額ということでお答えいたしますと、これは企業団に確認した推計であります。総額、約 47 億 5,900 万円になるというふうに聞いてございます。

○（水道）主幹

私からは、平成 24 年度分の本市の負担がどのぐらいになっているかについてですが、平成 24 年度の本市の負担は 332 万 4,274 円となっております。負担総額のお話でございすけれども、建設事業自体は平成 4 年度から 24 年度まで決まっております。出資金負担金の総額が 6 億 3,300 万円でございます。そのうち本市の負担分ということでございすけれども、実は石狩開発株式会社が破綻するまでは、石狩開発からの財政支援の下、北海道が全額を負担しておりました。民事再生法適用になったのが平成 14 年でございすけれども、実質、本市の負担が生じたのが平成 16 年からになっておりまして、先ほど言いました 6 億 3,300 万円の総額に対して、本市は約 1 億 4,700 万円を負担してございます。

それと、簡易水道事業の収入、約 1 億 7,000 万円を予算に計上しているのですが、今までの収入はどれぐらいになっているのかということについて、平成 24 年の 4 月から 8 月、5 か月間の収入で、約 2,300 万円となっております。

○新谷委員

8 月までの収入ですがけれども、予算から見たらかなり低い状況です。この理由の一つは、地下水利用組合がこの

簡易水道の利用をしないということにあります。毎回の議会で言っておりますけれども、歴史的な経緯から、北海道にぜひ負担をしてもらってほしいということ等を言ってきました。私たちも北海道にお願いもしてきましたが、非常に冷たい態度でした。その後、どういう返答になっているのでしょうか。また、財政支援を北海道にも要望してほしいというふうに言ってきましたけれども、どのような返答になっておりますでしょうか。

○（水道）主幹

交渉自体は水道局ではなくて企画政策室で行っておりますので、企画政策室から聞いた話として答弁いたしたいと思えます。

その後の進捗状況ということでございますけれども、6月6日に副市長と企画政策室で、中松市長から高橋知事宛ての簡易水道事業に関する要請文書を持参して、北海道産業振興局長を訪問しております。また、7月29日ですが、企画政策室で北海道産業振興局産業振興課を訪問して要請を行っております。

どういうお願いをしているかといいますと、北海道が策定した計画どおり、地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう、必要な方策を早急に検討して実現すること。もう一つは、地下水利用組合企業が本市の簡易水道への転換を行わないことで生じる簡易水道料金収入の収支不足分について、本市への補填の対策を講じていただきたいこと、この2点について要請を行っております。

企画政策室の話ですと、思うように話は進展していないようですけれども、今後も粘り強く北海道に要請していきたいということでした。

○新谷委員

これで終わりますが、今聞いたように、なかなか思うように進んでいないという現状ですが、簡易水道事業の収入である使用料がこのまま推移していきますと、かなりの大幅な赤字になってしまって、一般会計からの補填をしなければならないというふうに聞いています。市民の要望には、本当に何十万円あるいは100万円単位のもので、財政が苦しい苦しいと言ってなかなか出してもらえないという中で、この一般会計からの持ち出しというのは、非常に大きな負担となるわけですから、何とか地下水利用組合の方にもお話をし、それから北海道にも粘り強く要望して、赤字にならないようにぜひ頑張りたいと思います。

そのことを要望して終わります。

○水道局長

我々も今後の収支を考えると、一般会計から、特別会計ですが、繰入れをしなければならないという状況が生まれるかもしれません。非常に大きな額になるかもしれませんし、そういうことができることだと思っておりますので、今後も委員からお話のありましたとおり、北海道に対して粘り強く交渉するようにしていきたいというふうに思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎小樽公園の都市計画変更について

報告を聞いた中で、何点かお聞きしたいと思います。

まず初めに、小樽公園の都市計画変更で、一番下の今後のスケジュールで、平成25年10月から住民説明会を開始しますと。来月から開始しますということで、公の部分で言うと、都市計画審議会の開催が2回予定されています。最後が来年の3月ということになっております。この2回の都市計画審議会の開催予定は、いつぐらいの予定でしょうか。

○（建設）都市計画課長

変更の住民説明会につきましては、今、10 月下旬と予定をしてございます。小樽市都市計画審議会の協議といたしましては、今のところ、予定なのですが、11 月中旬ぐらいを、私どもでは考えてございます。

また、小樽市都市計画審議会の諮問答申につきましては、2 月上旬ぐらいを考えてございまして、それらについては、都市計画審議会の委員長、副委員長等の予定、あと皆さんの予定もございまして、その辺を勘案しながら審議会を開催していきたいと考えております。

○濱本委員

その点はわかりました。

それともう一つ、公園の用地、変更前が 23.5 ヘクタールで、変更後も 23.5 ヘクタールと。要は、緑小学校のところが増えて、第 2 駐車場のところが減ってということで、そうすると大体同じ面積という理解でいいのですよね。減った分と増えた分が同じだから、トータルは変わらないという理解でいいのですよね。

○（建設）都市計画課長

実際の小樽公園第 2 駐車場の部分と、現緑小学校の面積との相互交換ということではないのですが、全体として、先ほど説明した都市計画道路の整合性とか、既に公園として施設に利用されている区域の追加等を合わせまして、それらを含めて都市計画変更前と変更後は同じような面積になっているということになってございます。

○濱本委員

では、緑小学校の部分と今の第 2 駐車場の部分、要は学校が移転するわけですがけれども、緑小学校の部分がどのぐらいの面積があって、それで第 2 駐車場の面積がどのぐらいあるのか、お知らせください。

○（建設）都市計画課長

現緑小学校の部分につきましては、それは新たに新駐車場の面積というふうになるのですが、これにつきましては約 1 万 1,000 平方メートルとなっております。

あと、今ございます小樽公園第 2 駐車場と、公園から外す面積は 1 万 3,000 平方メートルというふうになってございます。その差については、先ほども申し上げた他の桜ヶ丘球場等の部分のその下の区域を公園に入れるとか、そういう部分で同じような面積になってございます。

○濱本委員

わかりました。図面をよく見ればわかる話なのですがけれども、単純に考えると、同じ面積なのかなということなので、そこを確認させてもらいました。

◎除雪計画について

それで、次に除排雪についてですが、去年はたくさん雪が降って皆さん御苦労されて、私の住んでいるエリアも相当雪が多くて大変だったと記憶をしております。

本日の当委員会の資料の中に、除雪の部分で、幹線道路の延長が 127 キロメートルとか、補助幹線道路 260 キロメートルとか、生活道路 126 キロメートルとか、数字が出ていますが、いわゆる幹線道路、補助幹線道路、生活道路というのは、それぞれの総延長というのはどのぐらいの距離があるのですか。

○（建設）雪対策課長

今の御質問についてですが、これはあくまでも除雪の対応としての道路区分です。それで、市道延長は約 580 キロメートルということですので、この差につきましては、冬期間の通行止めの部分ですとか、市道なのですが、極端に幅員が狭くて除雪対応できないところ、それから市道という位置づけですが、道路の形態をなしていないところというのが、差だということで認識しております。

○濱本委員

そういう意味では、市道はトータルで約 580 キロメートルですか、そして 513 キロメートルですから、そんなに

は残っていないのだろうというふうには思いますけれども。

それでもう一つ確認なのですが、貸出しダンプ制度をやっていますが、貸出しダンプ制度で排雪をしている総延長というのはわかるのでしょうか。いわゆる町会から申込みがあったり、近隣の人たちからまとまって申込みがあったりして、使わせてくださいと、お願いしますといったときに、その自分たちがやろうとしている道路の距離とかというのは、確認しているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

町会から申請書が出されておまして、その申請書には、今回、施行する貸出しダンプの地図が載ってまして、それらを足すとわかるのですが、本日は足したものとかは持ってきておりませんので、後ほど説明します。

○濱本委員

たぶん、その貸出しダンプでやるところというのは、除雪は入っても排雪は入らないので、やらざるを得ないのだというふうに思います。

それで、貸出しダンプをやっていて、悲しい現実があるのです。貸出しダンプを使って入れる道路がありますよね。ほとんど生活道路ですけども、その中で空き家があって、その中で空き家を撤去している本当の空き地になっているところもあるわけです。言うなれば、親切なところは、冬の間、雪を捨ててもいいですよというところもあるのだけれども、全然そうでない、絶対捨ててはだめと言っているようなところもあるわけです。そういう生活道路に接した未利用地に、雪が捨てられないという場所もあるわけですね。そうした場合に、例えば簡単に言えばそういうところでも固定資産税を払っているのですが、冬期間、雪を捨てさせてくれれば、例えば市が、固定資産税を減免してあげますよとか、そういうことは考えられないのでしょうか。

○委員長

少し悩ましい質問ですね。質問の仕方を変えてくれますか。

○濱本委員

それでは、例えば生活道路に面して未利用地があり、そこを排雪の場所として使うために、民地ですから所有者がいらっしゃるのだけれども、未利用地を近隣の方々がより使いやすくするための方策を、将来的に考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

未利用地のそういう有効活用ということで、総合計画でも話題にしております。皆さんの地域の実情に合わせて、そういうところを有効に活用するように利用を話しかけていきますというか、PRをして、ぜひそこを活用させてくださいというような部分で、問いかけはしていきたいというふうに思っています。

○濱本委員

当然そこは空き地ですから、私が想定しているのは、本人はいらっしゃらないという場合がほとんどです。例えばその地主の方に、所有者の方に、そういう人たちに対して、何らかのインセンティブを与えて、今、現実とその周りに住んでいる人、その生活道路の周りで、雪の始末に困っている人たちのための、何らかの不便さを少しでも解消できるような方法論をぜひとも考えていただきたいと思います。

◎奥沢水源地について

次に、奥沢水源地についてお聞きします。先般、小樽青年会議所が奥沢水源地で階段式溢流路、それから取水塔のライトアップをして、夕方、夜、イベントを開催して、延べで 400 人とも 500 人ともという話もありましたけれども、たくさんの方々が来場されて、私も行って見てまいりました。夜のライトアップされた溢流路というのは幻想的で、こういう雰囲気もあるのかと、ライトアップされて初めてわかったのですが、改めて溢流路の美しさというか、可能性みたいなものを感じてまいりました。その奥沢水源地は、天神にあるので本来であれば、天神水源地といってもおかしくないのですが、実は歴史的に奥沢村にできた水源地なので奥沢水源地で、奥沢水源地ができた

翌年に、町名の改正があって奥沢村から天神になったということです。町名の改正が大正 4 年ですから、古い話なのですが、そのぐらい今日まで歴史がずっとあって、その歴史の遺産として今残っていて、イベントでライトアップがされて、またその価値みたいなものを再確認させてもらったのです。しかし、ちょっと残念だったのは、そのイベントが開催された広場に、堤体を切り崩した残土がまだ残っていて、非常に見た目としては悲しいぐらいの現実なのですが、まず、あの残土の撤去予定があるのかなのか、それはあるとすればいつぐらいまでにきれいになって、広場が平らな場所になるのか、その点についてお聞きます。

○（水道）整備推進課長

奥沢水源地の水道局資材庫前広場に置いてあります、ダム堤体を掘削したときの残土でございすけれども、この残土につきましては、年内に処分する予定でございす。

○濱本委員

12 月 31 日まで年内なのですが、12 月 31 日といたら、もう雪が降っています。そういうことであれば、雪の降る前には片づくという理解でよろしいですか。

○（水道）整備推進課長

残土につきましては、今、運び出す段取りを組んでおりまして、10 月から現地の作業に入りたいと思っています。作業にかかりますと、おおむね一月ぐらいの間には撤去が可能かというふうに見込んでおります。ですので、年内、雪が降るまでに土を片づけたいというふうに思っております。

○濱本委員

そうすると、その次の話として、あそこの残土を片づけた後、広場のところは残土を片づけてそのままになるのか、例えば砂利を入れるなどの何らかの整備をするのか、その点についてはいかがですか。

○（水道）整備推進課長

今の予定でございすが、今は残土を撤去するのみを考えておりますので、そこの広場へ砕石を入れたりなど、そういう整地については予定ございせん。

○濱本委員

そういうことは将来的にもないのか。当然、今年度の当初予算で例えば組んでいません、それはわかりますが、こうやって現実問題、イベントを小樽青年会議所は行っています。この後も、もしかしたら新年度の中で、青年会議所ではなくても、こういうところでこういうイベントができるということになれば、使わせてということになるかもしれない。また、水源地のこれから先のことを考えたときに、とりあえずまずできる範囲としては、砕石を入れる等々、その程度の整備はできるのではないかと思いますのですが、今年度は無理としても、来年度きちんとしたものを、例えばアスファルトを敷けとかとそういう話ではなくて、何らかの整備をする。単なる残土をとって終わりということでは私はないのだろうとは思いますが、いかがですか。

○（水道）整備推進課長

限られた財源でございすので、その中でやりくりするわけでございすけれども、奥沢水源地の資材庫前広場については、いろいろな利用の仕方が考えられるところでございすので、その内容によって、今後検討していきたいというふうに考えております。

○濱本委員

これは水道局の予算ですから、一般会計予算ではないので、ぜひとも局長も含めて、新年度の中で少しはきれいになるよう、奥沢水源地の保存・活用の中で、皆さんがいろいろ御苦労されて、計画を立てていますが、それをする前に、少なくとも広場の部分だけでも先に手をかけてもらえればなど希望をしておりますので、ぜひとも御配慮をいただきたいと思います。それに付随して、お話にありましたけれども、広場の資材庫ですが、将来にわたってあそこに設置しておく予定なのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

資材庫につきましては、市内の緊急対応、水道管資材などを保管している場所でございますので、現時点では将来ともあの場所に存置するという考え方でございます。

○濱本委員

奥沢水源地のいわゆる水道施設としての命が終わり、非常に残念なことですけれども、皆さんがいろいろ考えていただいて、将来的にはこうあるべき姿だということで提言をいただいて、その方向にこれから進もうとしている。そういう中で、あの資材庫の存在は、もう少し考えていかなければならない、大事なものです。災害時のいろいろなものが入っている、それはわかります。ただ、あそこに置いておくことが今後も適切かどうかということは、検討すべき一つの課題ではないかと思いますが、いかがですか。

○（水道）整備推進課長

資材庫等の今後についてですが、将来的な奥沢水源地の活用を見据えて、資材庫のあり方についても、委員の言われるように、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○濱本委員

ぜひとも、考えていただきたいなと思います。8月の小樽青年会議所のイベントの折に行ったときに、それからその後ももう一度行きましたけれども、やはり自分が子供のころに見なれた堤体の姿はなくて、V字型に切られている姿を見ると、はっきり言って残念な気がしました。安全を求めるがゆえに、V字にカットしなければならないことはわかりますけれども、やはりかつての景色がないことに一抹の寂しさを感じたことも事実です。

もっと先の話なのでしょうけれども、復元ができるものであれば、もう一度かつての姿に戻して、そして小樽の遺産として残していくという方法も考えなければならぬと。それは10年、20年ではなくて、もっと長いスパンの中で考えていかなければならない課題なのかなというふうに、あの姿を見て思ってきました。

もう一つ確認なのですが、今、V字にカットしたところに川が流れていて、右側に作業道路みたいなのがありますけれども、将来的に開放するような予定とかはあるのですか。

○（水道）整備推進課長

奥沢水源地保存・活用基本構想でも、お示ししているところでございますけれども、将来的には散策ゾーン、それから学習交流ゾーンとして開放を考えている場所でございます。

○濱本委員

私は一日も早く奥沢水源地が、市民の心が安らぐというか、自然がいっぱいで、またかつてあそこから我々は命の水をいただいていたという、そのようなことを思い出してもらえるような場所へと、再整備が早く進むように祈っております。財政のこともあるのでなかなか難しいでしょうが、何とかそういう意味では、議会もですけれども、水道局の職員にも、また全庁的にも知恵を出し合って、一日でも早く奥沢水源地に人が入れるように、再整備がされるように希望しております。

もし答弁があれば、局長、答弁ありますか。

○水道局長

私も本当に、あのV字カットの堤体に寂しさを覚える一人でございます。かといって、早急に堤体に戻すということも、なかなか現実的ではないというのも、委員も御理解いただけたところでございます。再整備についても、お話のありましたとおり、全庁的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

◎市営住宅について

最初に、市営住宅の申込窓口一本化の利便性についてお聞きいたします。

市営住宅の申込窓口一本化について、いろいろ課題等でお話ししましたが、本会議で一本化した理由として、利便性を重視したということを強調されておりましたので、どんな利便性があったのか、具体的にお示ください。

○（建設）小林主幹

これまで、指定管理者は、一般世帯向け住宅の申込みを行っていました。特定目的住宅については、地域福祉課の窓口で行っていましたが、それが今年の 4 月から、指定管理者、協和総合管理株式会社市営住宅管理事務所で一般世帯向け住宅と特定目的住宅の申込受付が 1 か所でできると。こういったことが 1 点目の利点でございます。

それと、特定目的住宅の申込みをされる方の中には、障害の方とか高齢の方もいます。受付は、一般世帯向け住宅と特定目的住宅に混乱のないよう分けておりまして、例えば障害者の方が特定の目住宅で申し込んで、さらに一般世帯向け住宅にも申し込みたいときは、特定目的住宅の窓口 1 か所でできると、こういった利点、便利さがございます。

○松田委員

次に、今後の単身世帯用の住宅の供給数についてお聞きます。

先日、市営若竹住宅 1 号棟の視察をさせていただきました。この住宅は、今までは道営だったものが、市営になったことに際し、改修して従来 59 戸だったものを 49 戸に減少させて、単身世帯の居室を多くしたというふうに聞いております。本市の状況を考えると、単身世帯用の住宅の需要が増加するというふうに思われることから、今後、住宅の建替えや改修を行うときは、若竹住宅と同じように、単身世帯用の住宅を多くするのかどうかということをお聞きします。

○（建設）小林主幹

建替えとなりますと、既存の住宅の住み替え対象の住宅がございます。その住宅の世帯の構成年齢といった問題もございます。また、市内の人口の構成ということがございますので、仮に建て替えるとした場合については、そのような状況を踏まえて、一定程度の高齢世帯といえますか、単身世帯の住戸の確保は必要と考えております。

○松田委員

それで、今、答弁されたところで、若竹住宅につきましては、49 世帯のうち単身世帯が 41 世帯と、8 割以上を占めております。高齢者だけが単身世帯というわけではないと思いますけれど、1 棟に単身世帯用の世帯が多くなると、課題もあるのではないかとというふうに思いますが、その点についてはどのような課題が考えられるか、お示しいただければと思います。

○（建設）小林主幹

単身世帯といえますか、高齢の単身世帯の方が多くなりますと、例えば自治会での草刈りや側溝の清掃、玄関先の除雪、このような部分につきまして、なかなか大変ということが考えられます。

また、自治会の役員等のなり手がなかなかいないと、こういった課題もあろうかと考えています。

○松田委員

それで、あるところでは、例えば草刈や除雪等を、民間に委託しているところもあるというふうに聞いているのですが、そういったことはありますでしょうか。

○（建設）小林主幹

民間に委託しているという話は、ちょっと聞いてはございません。今、自治会があるところでは、一定程度の自治会が常に敷地内のそういう除雪、草刈り等をやっているというふうに理解しております。

○松田委員

若竹住宅では集会室が設けられたと聞いております。また、ほかの住宅でも集会室があるように聞いておりますけれども、集会室というのは、主にどんなふうを活用されているのかお聞きします。

以前、平屋の市営住宅から建替えなどで住み替えた人が、今までだと玄関をあければすぐお隣といううちで、隣近所の様子がわかったというようなことがあったのですけれども、高層住宅になって、ドアを閉めてしまうと、密閉されて、人の交流がなかなか少なくなって鬱になったという、そういうお話もあったものですから、この集会室を人の交流の場として活用したらという考えも私はあるのですが、そういうことで集会室の活用について、どのように活用されているのか、状況をお示ししていただければと思います。

○（建設）小林主幹

集会室の活用についてですが、主な使い方としましては、自治会の役員会、総会、そのほかに趣味で集まって、そのような交流の場に使われている方もおります。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、だんだんと单身の方が多くなってきますので、集会室を交流の場にしていいただけるように検討してもらえればと思います。

それで、先ほどの話の中で、单身の方の入居を手助けする方法として、本会議では、今後、住宅行政審議会の審議を経て、单身以外の部屋を単身世帯に適用するというふうに聞きましたが、そのようになった場合に、逆に単身世帯以外の人が申込みをしようとしたときに、単身世帯に供用されると、单身以外の方の申込みを圧迫するのではないかと懸念もされるのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

まず、空き住宅の単身世帯の活用についてですが、世帯に合わせた型式の住戸を申し込んでいただくのが基本ですので、あくまでも今回の空き住宅の活用について、想定として考えられるのは、特定の地域に応募がない状況ですので、特定の地域に限定しての活用方法なのかとは思っております。

○松田委員

関連してお聞きしますけれども、ミスマッチの方の住宅使用料についてです。

第 2 回定例会の当委員会で、私が単身で单身以外の型式のところに入っている人は、何人いるかと質問したときに、単身なのだけれども一番多い居室を利用している方ということで、単身で 4LDK に住んでいる方が複数いるというふうに答弁がありました。そのような場合に、その方々の家賃というのはどのようになるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

4LDK に、今、単身で入っている方は 3 世帯でございまして、最高の家賃の方が 4 万 1,400 円でございます。

それと、最低の方が 2 万 500 円でございます。

○松田委員

4LDK で単身世帯の方ということですが、これは要するにやはりどうしても一緒に住んでいた方がお亡くなりになったり、転居をしたことによって、自分が選んだわけではないのですが、だんだんと单身になってしまったということだと思うのです。逆に今度、収入基準をオーバーしている方の対応についてお聞きしたいと思います。

昨年の第 1 回定例会の、当委員会で、収入基準をオーバーしている方の人数をお聞きしたところ、108 世帯で、その中で最高収入の方は月額 56 万円の人が入っているということをお聞きして、そのときの家賃は 4 万円だったと聞いております。

それで、現在の市営住宅申込みの要件の収入基準は幾らで、また本年、収入基準をオーバーしている入居者の方は何人いて、そしてその中で最高収入の方は幾らで、家賃はどのようになっているのかということ、昨年と比較

したいので、状況をお知らせいただければと思います。

○（建設）小林主幹

公営住宅入居の収入基準でございますけれども、政令月収で 15 万 8,000 円を超えますと、収入超過となります。

ただし裁量世帯といいまして、障害の方とか高齢の方は、入居の収入基準がちょっと上がっていきまして、この方につきましては、21 万 4,000 円でございます。

それと、25 年度の収入超過者につきましては 110 名、そのうち高額所得者につきましては、所得額で 562 万 2,000 円、月に換算しまして、これは個人ではありませんで、世帯の月収ということで捉えていただきたいのですけれども、政令月収が 43 万 6,833 円です。家賃につきましては、2LDK で 3 万 7,400 円でございます。

○松田委員

それで、収入オーバーしている方の対応として、本市の場合、家賃を上乗せしているということなのですが、やはりちょっと疑問に思うのですね。というのは、片や住居に困って市営住宅に申込みを続けるけれども、あきなくて困っている人、片やそのように収入が多くて、それでもちょっと家賃を上乗せすれば住み続けていけるということの、そういう矛盾がどうなのだろうかと。確かに、収入というのはいろいろな収入です。給与収入もあれば、一時的に収入が多くなってオーバーするというものもあるかと思いますので、1 年くらいだったらすぐ退去というふうにはいかないと思うのですが、例えば複数年で収入オーバーしている方という場合は、何らかの対策が必要なのではないかと思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○（建設）小林主幹

収入超過の方に、即退去というわけにはちょっといきませんので、収入認定の決定が毎年 2 月上旬に行われますけれども、その際に、収入超過者の方には、明渡しに努めていただくという文書を出しております。高額所得者につきましては、明渡し要請ということで、また別に出しております。高額所得者につきましては、今年 1 回、5 月に面談いたしまして、現在、高額所得者になっているということで、住宅にいられませんよというお話はしてございます。

○松田委員

その超過していますよということで文書を差し上げて、退去された方というのは現実にいるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

実際に数字は押さえてございません。

○松田委員

この退去の関係で、収入超過は別として、主な市営住宅の退去理由はどのようなものが多いのか、お聞かせください。

○（建設）小林主幹

多いのは、死亡とか施設入所、あとは会社とかの転勤、そういったのが理由として多いということであります。

○松田委員

市営住宅につきましては、いろいろ課題も多いと思いますが、一番大事なのは公平ということだと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◎空き家対策について

次に空き家対策についてお聞きします。

条例化については、所管が総務部企画政策室ですので、私は対応ということでお聞きしたいと思います。

今年の第 2 回定例会の予算特別委員会で質問したところ、倒壊の危険性のある空き家が市内で 38 件あるということをお聞きしました。それで、廃屋空き家台帳を整備することになっていきますが、この台帳で、廃屋と空き家に分けて件数がどのくらいなのか、お聞かせください。

○（建設）建築指導課長

空き家の台帳整備をするというものでございますけれども、廃屋空き家台帳を整備するということではなくて、危険度の高い空き家のリストをつくっていくということで、その危険な建物が 38 か所あるということでございます。

○松田委員

それで、この台帳はどんな内容の台帳なのか、お示しいただければと思います。

○（建設）建築指導課長

どんな内容が書かれているかという御質問ですが、建物の所在地、建物の所有者、所有者が異なる場合の管理者、登記簿情報、建物の写真などが記載されております。

○松田委員

この台帳の管理というのは、どこの部署でされていますでしょうか。

○（建設）建築指導課長

所管がどこかということでございますけれども、総務部企画政策室でございます。

○松田委員

それで、危険度の高い空き家の台帳と聞きましたけれども、倒壊の危険性があるのに、何らかの手を打たないからこの台帳があるわけです。危険だという認識をしながら処置されない理由というのは、どのようなものがありますか。

○（建設）建築指導課長

処置されない理由でございますけれども、一つは、経済的な問題が大きな要因として考えられますが、そのほかには所有者が全くないというようなケース、所有者が亡くなって、その相続人と対応していくのですけれども、その相続人がなかなか対応してくれない、このようなケースが多いと思います。

○松田委員

昨年度は本市も豪雪であったために、空き家の倒壊が 4 件あったというふうに聞いております。今後、また冬期間に向かうに当たって、このままではただつぶれるだけではなくて、倒壊したことにより、ほかの建物などに被害を与えるという危険性もあると思いますけれども、その点について、対応というのはどのように考えていますでしょうか。

○（建設）建築指導課長

平成 24 年度、倒壊が 4 件あったわけですが、我々としては、こういった建物、先ほどからリストの中に 38 戸危険な建物があるということでございますので、これから降雪までにはそのような建物の状況を確認することと、所有者、管理者に対して、文書や口頭で適切に指導していきたいというふうに考えております。

また、そういった 38 戸以外にも予備軍の建物はたくさんあると思いますので、パトロール等を通してそのような建物を発見したときには、所有者に対して指導していきたいと考えております。

○松田委員

わかりました。よろしくお願いします。

それから、先ほど台帳は危険な空き家が 38 件ということでしたから、今、予備軍、何件かわかりませんが、今後、この台帳は減ったり増えたりということがあるということですね。

○（建設）建築指導課長

現在、38 戸押さえているわけですが、指導によって壊されたり、また追加されたりということで、増えたり減ったりするという状況でございます。

○松田委員

わかりました。今後、この担当ではありませんけれども、条例化に向けて、行政として何らかの手が打てるような体制になっていければと思います。よろしくお願いいたします。

◎除雪計画について

次に、平成 25 年度の除雪計画についてお聞きいたします。

何か暑い暑いと言っていたら、もう今度は除雪の心配をする季節となったと、何か季節の移り変わりの早さにびっくりするのですが、24 年度の除雪計画と比較すると、歩道の除雪が強化されたように思いますが、この点についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

歩道除雪の昨年度との相違についてですが、主要通学路の歩行路の確保という取組方針に基づきまして、特に歩行者通行の多い路線の水準を高めておりまして、1 種路線として約 5 キロメートル長くしております。

○松田委員

歩道の除雪の強化ということで質問しましたが、5 キロメートル昨年度より増えたということなのですが、歩道の中でも特に通学路の安全対策というのが重要になってくるのではないかと以前から思っています。ところが、あるところなのですが、屋根が道路側に傾斜しているために、歩道を確保すると、逆に屋根から雪が落ちてきて落雪の危険性があるため、あえて歩道の除雪をしないという話も聞いています。そこで、その場合、歩道の除雪をやめるのではなくて落雪予防をしたほうがよいのではないかというふうに思いますけれども、この点についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

屋根からの落雪予防についてですが、これまでの担当部署から該当住宅に指導しているというほか、除雪懇談会などの場においても、落雪防止の自己管理を徹底すべきであるということで周知しているところであります。

今後におきましても、予防策を行うように、市民の皆さんに対して周知の強化に努めていきたいと考えております。

○松田委員

次に、凍結路面对策として、砂箱設置がありますけれども、昨年度と比較したときに、2 か所しか、この砂箱設置が増加していないのですが、これ以上増やす予定というのはありますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

砂箱の増加についてですが、砂箱設置の要望があった場合は、現地を見て、市で設置が必要だと判断した箇所については、設置するようにしております。ただ、砂箱は市の直営でつくっておりまして、なかなか数に限りがあると。砂箱も古くなると取替えをしなければならないというのがありまして、なかなか年度において何か所も何か所も設置するという形は難しいのが実情です。だから、できることなら砂箱ボランティア等に登録していただいて、砂散布に御協力いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○松田委員

それで、同じく凍結路面对策として、ロードヒーティングについてお聞きいたします。昨年度は、午後 4 時から午後 9 時までのうち 2 時間の通電を強制的にやめるということを開いておりましたが、このロードヒーティングについては、今年度も同様な処置をするのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの現状の通電カットについてですが、除雪費において、電気代の占める割合は非常に大きくて、年間約 2 億円以上かかっているということです。日中と同様な運転をしてしまうと、この費用がさらに莫大なものになってしまうということがありますので、今年度も昨年度と同様な形の運転方法をしていきたいという

ふうに思っております。

○松田委員

お金のことを言われると、本当に大変なのですが、私のところに、要するにロードヒーティングのききが悪いという苦情がありまして、何件か雪対策課に問い合わせた経緯もあります。この４時から９時というのは、日没時であり、また帰宅時間と重なって、かえって危険ではないかと思えます。この通電カットによるトラブルは昨年度はなかったのか、このことについてお聞きしたいというふうに思います。

○（建設）雪対策課長

通電カットによるトラブルについてですけれども、確かに夕方において、ロードヒーティングの融雪状況が悪いというような問い合わせも来る場合があります。そのときは状況に応じて融雪剤の散布等の作業対応はしてきたつもりであります。

今後も同様な対応をしていきたいというふうに考えておりますけれども、やはりロードヒーティングというのは万全な施設ではないものですから、大雪や低温になりますと、どうしても融雪状況が思わしくなくなるという状況があります。市民の皆さんには、ロードヒーティングだからといって過信しないで、慎重な運転を心がけていただきたいということを周知していきたいというふうに思います。

○松田委員

次に、人的なことですけれども、今、建築業界では人手不足とか技術者不足とかと言われておりまして、除雪の技術者について、その点はいかがでしょうか。というのは、元除排雪作業に携わっていた方が、路面の削り方や雪山のカットの仕方が、これではだめだというような声を聞かせてくれました。それは技術の継承がなっていないからだというふうに指摘された部分もあります。除排雪専門ということではないと思うのですけれども、除排雪の技術者の技量不足という部分については、どのように認識されていますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪の技術者の技量不足というお話ですけれども、私はそういうような技術不足だという認識は持っていないのですけれども、ただ、どうしても除雪オペレーターが高齢化しているというのが一つありまして、若いなり手が少ないと。ただ、若いなり手も作業なれしていないという部分において、若干やはり作業の荒さが目立つというのはあるのかもしれないので、その辺については、我々、事あるごとに業者にそういう技術の継承ということについては指導を強化していきたいというふうに思います。

○松田委員

それとあと、第６まで除雪ステーションがあったと聞いておりますけれども、その除雪ステーションによって苦情の件数が違う、多少の差があると聞いておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

各除雪ステーションにおける件数の相違についてですけれども、各地域の道路特性ですとか、やはり雪の降り方、それから市民ニーズ、違いというのはあるものですから、なかなか一概には言えないのですが、ただ、原則としては、サービスが公平であるというのがあるのかと思っておりますので、できる限り統一感を持った除排雪対応に今後は努めていきたいというふうには思っています。

○松田委員

降雪量というのはあらかじめ予測がつかないこともあり、いろいろと除雪に対しては皆さん御苦労があると思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

◎災害用水の確保について

次に、水道局にお聞きしたいと思います。

今定例会の予算特別委員会で、他会派の委員の方から、災害用備蓄品の中に水がないということの質問がありま

して、そのときは防災担当の方より、水は賞味期限が短いので用意していないというふうな答弁がありました。

そこで、市でも小樽の水を販売しておりますけれども、賞味期限というのはどのように設定しているのか、お聞かせください。

○（水道）総務課長

現在、水道局で製造・販売している小樽の水の賞味期限は、2 年間となっております。

○松田委員

それで、賞味期限が切れた水というのは、どのように処理しているのでしょうか。

○（水道）総務課長

今まで水道局がつくっています小樽の水については、年に数回製造していることから、賞味期限切れの水は販売してはございません。

○松田委員

災害時における水の確保というのは、大変重要な課題です。それで、本市における災害用給水拠点というのは何か所あるのか、お示しいただければと思います。

それとあと、どのくらいの間隔で設置されているのか、その点についてもあわせてお聞かせください。

○（水道）管路維持課長

災害用の給水拠点の箇所数でございますけれども、給水タンク車に保水できる給水拠点といたしまして、消火栓 14 基、配水池 17 か所を選定しております。その選定基準といたしましては、大量に放水しても、濁らない消火栓を選定しております。そのほかに市民用の応急給水用といたしまして、水袋などで運びますので、水袋の 9 リットルを持って、大体、運搬距離が 500 メートル以内ということで、市内の 173 基の給水可能な消火栓を選定しております。

今、間隔というお話でしたが、消火栓の設置間隔につきましては、1 基から半径 120 メートルの円を描いて交差するといえますか、おおよそ 120 メートルの間隔で消火栓は市内についております。

○松田委員

なぜ消火栓の話聞いたかということ、実は横浜市では、災害時に応急的な飲料水を確保する対策の一環として、消火栓を活用する方向で検討しているというふうに聞いております。これは、我が党の横浜市議が横浜市の水道局の方に提案したことがきっかけで、横浜市では市内の 2 か所をモデル地域に選定して、試行的に運用する中で課題を探るということで、今、消火栓をこの飲料水に確保する方向で動いているというふうに聞いています。

応急給水拠点というのは、半径が 500 メートルくらいという割合で配置されていますけれども、急傾斜地が多い市では、地形が考慮されていないため、また道路が寸断されるなど、車両による給水が困難な場合に、この消火栓を飲料水の確保をする手段として使うことになったと聞いております。山坂の多い本市でも、災害時に飲料水確保の一助として、この消火栓を利用するという方法は考えられないのかをお聞きします。

○（水道）管路維持課長

数年前に横浜市で、今お話のありました緊急用給水栓、消火栓に取りつけて、要は先に蛇口がついていて、市民の方が応急用の給水をするという形の緊急用の装置なのですが、本市水道局につきましても、横浜市で取り入れた後、情報を入手いたしまして、同じかどうかはわかりませんが、似たようなものだと思うのですが、5 基を購入しました。横浜市のように、まだモデル地区を決めて課題を整理してとか、そういう状況ではございませんが、今後の取組につきましては、5 基でいいのか、まだなのかも含めまして、市の防災担当との連携を図っていきたいと考えております。

○松田委員

情報収集されているというお話でしたけれども、本当に最近のゲリラ豪雨にしても、今、やはり予想外のことが

起きている状況であります。水というのは本当に大事なものでございますし、また冠水したときに水を流していたとかということで、テレビなどでも見ております。

そういうことで、応急給水施設より短い間隔で設置されている消火栓を利用するなど、また横浜市だけでなく他都市の情報を収集するなどして、今後の災害に対応できるように頑張っていただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

○委員長

民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎除雪計画について

除排雪の計画を報告していただきましたので、それについてお聞きしたいと思います。

第 1 種、第 2 種、第 3 種路線というのがありますね。貸出しダンプ制度の利用が最近結構あると思うのですが、第 1 種と第 2 種と第 3 種路線に分けて、どの路線でも利用はされていると思うのですが、分けてどの程度の利用があるのかについて、報告をお願いします。

○（建設）雪対策課長

貸出しダンプ制度の利用については、第 1 種路線は幹線道路ということで、バス路線中心になっておりまして、この路線については、ダンプの運用ができないというようなことで、第 2 種、第 3 種路線についてだけ、貸出しダンプでやっています。

○山口委員

第 2 種路線も基本的には大体 2 回、市の排雪が入るというようなことを聞いておりましたけれども、それはそれでいいですか。

○（建設）雪対策課長

排雪の回数につきましては、特に定めておりません。ただ、気象状況によって、ある程度標準的に、降雪量が大体 6 メートルぐらいになれば、2 回の排雪をしなければならない状況になるのかなという認識で、昨年度は大雪でしたので、2 回対応しているという現状であります。

○山口委員

基本的な考え方として、当初、私が理解していたのは、生活道路と言われる第 3 種路線です。第 3 種路線は基本的には排雪は入りきらないということで、言ってみれば最後、いわゆる雪割り路線という形で排雪をするということで、市の除雪が基本的には行き届かない。よって、貸出しダンプ制度で補ってほしいということでやられているというふうに理解していたのですが、第 2 種路線でお使いになってこの程度ですよ。大変多くて、いつき問題も出たこともありますよね。そういう業者がいて、ほとんどの区域を貸出しダンプでやってしまうということで、運用がちょっと見直されたということもありましたよね。現課長の前の前の課長のとき。それが多少、ある意味では問題のある業者が排除され、登録が移されて、正常な運用になっているというふうには理解しております。

ただ、住民の中には、基本的に市の排雪プラス貸出しダンプ制度を使って、より自分のまちの除雪の環境がよくなるようにするというふうに理解している人は多々いらっしゃいます。市は2回入る、プラス自分たちは貸出しダンプでさらにやるのだと。そういう利用というのも含めて、そういう現実、事実があるわけです。市で、排雪で一応基本的には2度入るから、貸出しダンプは遠慮してほしいというようなことには現実になっていないです。

一部の、私どもの地域でもそのようなことがあるのですけれども、こういうことなのです。例えば、貸しダンプで排雪がされる日というのは決まっています。大体その日というのは、例年、雪が結構あり、排雪が2回ならまだ2回目が入らない、そのころに合わせて貸出しダンプを入れるのです。そうすると、例えば市の排雪の体制が、貸出しダンプで排雪が行われた後になるのです。そうですね。その前にやって、全くなかった後に、貸出しダンプをやっても意味がないわけですから、当然、市としては、要するに雪がないほうが意味では予算を食いませんから、先に貸出しダンプのほうを優先してやっていただいて、その後に市の排雪が入ることになります。そうすると、タイミングを見て、貸出しダンプでやる地域と、そうでない地域もあります。後にやりますから、結局タイミングが遅れるのですよ。私は町会長をやっていますが、そういう苦情が来るのです。そういうふうな現実に対して、どういうふうにお考えになるのか。

基本的には後に入るのではなくて、別に同時に入ってもいいのではないですか。適時に入るということですから。貸出しダンプの利用は、日程がその日に決まっている。市はその前にやることも必要なわけです。要するに、道路の状況を見てやるということですから。通勤時などに、雪で朝出られないと、何とかしてくれというのがあっても、基本的に貸出しダンプの利用日がその翌日に入っているというのであれば、市は排雪に来ないのです。私は、担当に電話で、どういうふうになっているのかと事情を聞いたのです。そうしたら、基本的に貸しダンプが入っているので、その後で何とかやってくださいと。1週間ぐらい後になるわけです。住民からそういう苦情が来ますから。そういうふう聞くので、市にお尋ねをすると、そういうお答えが返ってくるわけです。それはやはり何とかしてほしいと思うのですけれども、そういうことに対する対応というのは、どのようにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

市の排雪計画についてですけれども、基本的に委託排雪、貸出しダンプという作業の区分がありますけれども、排雪の全体計画としては、雪対策課で立てて、例えば貸出しダンプは抽選でそういうふうに日程は決まるのですけれども、市としてこの時期にやりたいからということで、町会には話をしているところであります。ただ、この時期にやりたいと言っても、いや、貸出しダンプが決まっているから、貸出しダンプでやっているのだと言われれば、なかなか我々はそれをだめだということは言えなくて、貸出しダンプ先行になるという場合もあります。貸出しダンプできれいになったという、結果がそういう場合は、2回目の排雪のタイミングということを状況に合わせて考えてやっていかなければならないのかなと思っております。

2回入るというの、基本的に委託排雪が2回入るという形でなくて、貸出しダンプを利用してもらって1回は1回としてカウントして、もう一回は委託排雪でやるとか、そういう形の2回という認識もありますので、あくまでも、今、富岡ニュータウンという例がありましたけれども、あそこの場合は雪も多く、なかなかためる場所がないということで、新たな雪が降れば2回という想定はしていますけれども、そのタイミングが貸出しダンプと合わないという部分については課題だと思っていますので、町会長はじめ地域の皆さんとよく話し合って、いいタイミングがどうなのかというのを相談しながらやっていかないと、なかなかこれは難しい問題だというふうに思っています。

○山口委員

今の例は私が会長の町会ですけれども、百数十軒が契約をされて、相当な範囲です。それで、お金をお支払になって、そのまとめ役もいまして、基本的に貸出しダンプ制度を使って、2回ぐらい排雪をやっているのです。その

前にも基本的に業者が入ってきて、1戸1戸やらないで、本人の了解なしに名義を勝手に申請書に書いて、それで貸出しダンプの申請をやったという経過があるのです。それは町会の全域やったのです。市が除排雪しているのだと、みんな思っていたらよかったのですが、実はそうではなかったというのが、2年続いたのです。そういうことがあって、先ほど話したような排雪にさせていただきました。登録業者からはずしていただいたのです。そういう経緯があります。

そういうことがあったものですから、それこそ業者は雪の量で稼ぐ部分があるものですから、いつ貸出しダンプが入りますということで、当然、自宅の雪を出します。昨年の例で言いますと、貸出しダンプで7日間やったのです。普通はその面積であれば、市の除排雪体制でいけば2日ぐらいで済むのですが、結局は倍以上かけてやっているのです。なぜそれがわかるかというと、道路の除排雪だけではないのです。要するに、1回やりますね。そうすると、また雪を出すのです。そうすると、それをまたとるのです。当然、市はそういうことをしません。自宅の雪は出さないでくださいとなりますから。そういうことができるものですから、基本にお金を出してもやっていただくということになるのです。

だから、その辺、細かい制度設計がされているとは私も思いませんので、その辺のところも含めて、町会ではいろいろ説明しています。要するに、多少の問題はあったにしても、基本的に今までは市の除排雪で間に合っていた部分なのです。ただ、要するに貸出しダンプを使えば、もう一回増えるぐらいのつもりで皆いるのです。そういう誤解が生まれているのです。多少は不満が皆さんありますけれども、基本的に市の除排雪で十分ですが、上乗せをして貸出しダンプ制度が使えるのだという認識は違うのだということを、私は除雪懇談会などで、当然お話はされて当たり前だと思うのですよ。そういう認識を改めてもらうように、今後、除排雪の懇談会等では、注意喚起をしていただきたいと思いますのですが、それについての認識について、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

除雪懇談会等の説明ということですが、駐車場からや、宅地の屋根からの雪出しについては、貸出しダンプを使っても、決してしないようにということで周知しておりますし、あとパトロールでそれを見た場合は、極力注意しているのですが、なかなか全てがなくなっていないという現実には認識しております。その辺につきましても、やはりあくまでも説明会等で住民に周知しなければならないというふうに考えておりますし、路線の特性もいろいろあるのですけれども、公平性もありますので、その辺、あまりこの地域が過度なサービスを受けすぎるとか、そういう差がないような形の全市的なバランスを考えながら、計画を練っていかなければならないと思いますので、その辺も含めて、事あるごとに、除雪懇談会は秋から始まりますので、その辺についてはまた触れて、説明していきたいというふうに思っています。

○山口委員

運用についてもう一点ですが、先ほど、市の排雪で回って、雪の量にもよりますが、大体日数的にはこの雪の量でこの面積であればこのくらいでやれるという目安がありますね。それを超えて貸出しダンプで、例えば2日で済むところを3日、4日といった申請がされた場合は、要するに一定の基準、市の排雪基準に準用をして、その使える日数を決めていただきたいと思いますのです。その辺が無制限になっているところが、どうもあるように思うので、それを基準としてきちんと決めていただきたいと思いますというふうに思いますが、その点はどうか。

○（建設）雪対策課長

貸出しダンプのそういう手引等では、申請、1排雪当たり5日以内ということがあるのですが、実際その5日をいっぱいとして、1日、2日でできるものを5日というのが、ケースとしては確かにあるかと思います。その辺は実態を我々もよく把握して、過度な日数をとらないように指導していかなければならないのと、町会での説明、それから地元の業者の説明というのも、今シーズン、その辺に力を入れて、市全体の排雪計画を立てて、委託排雪はこうで、貸出しダンプはこうなのだという、すみ分けの部分はもうちょっと理解していただかないとダメな

のかなというふうに思っておりますので、その辺はもう少し考えていきたいと思います。

○山口委員

この件はこれで終わりますけれども、よろしくお願いします。

◎屋外広告物条例について

次に、屋外広告物条例についてお聞きをします。

この件を取り上げようと思いましたが、実は堺町周辺でございますけれども、条例ができた後に、写真の広告で、これは既存不適格であったのですけれども、新たに付け替えている例もあるのではないかと指摘がありました。どうかということはお聞きしなかったのですが、その辺について、基本的にせっかく条例ができたのですけれども、例えば、前は北海道の屋外広告物条例でした。結局、3年ごとに更新の手続をやっていただくということに北海道の条例はなったと思いますが、今は小樽市屋外広告物条例になりました。まだ3年はたっていないのもあると思いますけれども、条例施行後、更新の手続などで申請をされた件数はありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

北海道条例から小樽市条例に移行した後の更新の件数でございますけれども、平成24年度、これは7月から翌年3月まででございますが、全部で98件ございまして、そのうち継続件数は80件で、内容変更しているものが18件ございます。25年度9月19日現在で申しますと、トータルで43件ございまして、継続が31件、変更が12件となっております。

○山口委員

新規で申請されたところはあるですか。

○（建設）まちづくり推進課長

本市の屋外広告物条例に基づき新たに申請をされた件数ですが、24年度につきましては、7月からですけれども21件、25年度の9月19日まででは8件となっております。

○山口委員

真面目にきちんと申請をしていただけたところは問題がないのです。業者が当然、条例のことを御存じで、指導もされているようですから。届出もされていると思いますけれども、看板などは基本的に札幌の業者がおやりになる場面が多々あるわけですね。例えば、新規に出店されるのは、基本的には届出もあるわけですね、新築の場合は建築指導課に行きますけれども、改築などの場合は届出が出ない場合もあります。それで看板をおつけになってしまう場合があります。問題は、そういうところで抜け道みたいになり把握できないところが出ますよね。そのような部分に対する対応では、どんなことができますか。

○（建設）まちづくり推進課長

確かに、昨年の7月からまだ1年ちょっとしかたっておりませんので、広く浸透しているとは言いがたいところがございますが、我々もいろいろな場面を通じて周知活動は行っているところでございます。

委員のおっしゃるように、堺町などではそういう物件もかなりあるというふうに我々も認識しておりますので、それについては、今後、私どもとしまして、例えばあそこは商店街がありますので、商店街などを通じて、さらに啓発といったものを行ってきたいというふうに考えてございます。

○山口委員

のぼりとか旗とか、路外に出されている例なども多いです。屋外広告物条例とまた別になりますけれども、道路の歩道上に物品を並べて販売されている。点字ブロックの本当にすぐ近くまで、はみ出してやられている例もあるのです。市と警察がパトロールをして、注意喚起をされているという事例も御存じだと思いますけれども、なかなか自制がされないのです。商店街がせっかくできたわけですから、商店街と市の関係部署と連携をおとりになって、常に啓発をしていただくということで、自主規制が基本ですから。要するに、雰囲気の良い商店街をつくるという

ことが、本市の観光にとってもプラスになります。せっかくいい雰囲気でお客をおやりになっているところと対照的に、非常に下品といったらおかしいけれども、売り方をされている事例も多々あります。これは本市の業者だけではなくて、道外から出店されている業者もいらっしゃいます。そういうふうなものを何とか排除をしたり自制をしたりしていただくということは、なかなか行政の手だけでは難しいという事態があります。要するに、基本的に強制的な手段がないのです。今、特にこの屋外広告物条例でいきますと、指導はできますけれども罰則がないわけです。

結局、今申し上げたように、また答弁をいただいたように、関係部署が商店街と一体になって、なるべく情報交換を密にさせていただいて、指導をしていただくと、周知徹底をしていただくというふうに努力をしていただきたいと思います。その辺の御努力について、今後どうされるのかお聞きをして、この件については終わります。

○（建設）まちづくり推進課長

委員のおっしゃるとおりですが、我々も、先ほども申しましたが、堺町通り、そのほかにもございますけれども、屋外広告物条例を浸透させていくには、かなり時間がかかると思ってございます。そういう意味では、啓発活動をやはり今後も一生懸命やっていかないと、せっかく条例をつくっても骨抜きになってしまいますので、その辺につきましては、道路管理者とも相談しながら、今後努めていきたいというふうに考えてございます。

○山口委員

◎小樽公園の駐車禁止区域について

次は、先ほど、新谷委員の質問で小樽公園のところの駐車について、公園緑地課長が答弁していました。駐車が全面禁止になったということですね。基本的に、第2駐車場に対する案内もそれは確かに重要ですが、第2駐車場というのは遠いです。やはり使う施設のそばに駐車スペースがあるということ、使い勝手としても大変重要なわけです。確かに、今までのように、片側だけ駐車禁止にして、片側を通行できるように交互にやると、要するに反対側も、その部分を片側だけ駐車禁止にしたとしても、駐車してしまうのだと。だから、住民から苦情が来たので、全面的に駐車禁止にするという、先ほど聞きましたら、そういう理屈ですよ。

片側を交互に駐車禁止になっていますよということは、住民に周知されておりましたよね。道外から来る人なんかは知りません。けれども、そこの駐車禁止になっている部分については、当然、張り紙をして、駐車禁止だと摘発してもらえばいいのではないですか。そうすると、そういうことが当然、周知されていくわけですから。片側だけとめられれば、相当な台数が道路でもとめられるわけです。そういう運用というのは、だめなのですか。なぜだめなのかというのは、私は少しわかりにくいと思いますけれども。ある意味では、駐車場が整備されていないわけですから。本当に近辺に、例えば小樽公園の中に駐車場を設けるとかというのはできるわけがないわけだし、計画の中にもないし。また、こういう中にやるべきだとも私は思いません。だから、道路がせっかくあって、交通量といったってしれています。問道として若干お使いになる人はいますけれども。片側を駐車スペースとして利用するというのは、当然あってしかるべきことではないかと思います。だから、もう一回その辺のところを見直していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

道路の駐禁というのは、片側だったらいいのか、両側だったらいいのかというのは、ちょっと危険の判断というのは、我々はできかねるところなのですが、実際、公園を管理している中でも、やはり人がたくさん通ってくるのです。駐車禁止を徹底してもらいたいという感じはしております。というのは、やはり人がたくさん来るということは、それだけ車の間から人がどんどん横断したりというのがあるわけですし、通過交通も現実の問題として、この地域はかなり多いわけですから、だからそれについて、私どもから、警察が、公安委員会が判断して駐車禁止にしているわけですから、それを、こちらからやめてくれと言うのは、なかなか言いづらい部分です。

それで、その点については、一方的にこちらからということにならないですけれども、公園内の駐車場について

ですけれども、確かに遠いといえば遠いのですけれども……

（「遠いよ」と呼ぶ者あり）

遠いか遠くないかというのは、個人的なものもあると思うのですけれども、実際、球場のすぐ裏にあるわけですから、大会によっては第 2 駐車場を大会の専用の駐車場に貸してくれというようなことで申し入れて、案内看板を出して、それで、入り口に人をつけて対応をしている、その開催する人によってはやっているわけです。ですから、それできちんと対応をできないかという、そういったことを徹底させる必要があるのだということは、確かに何か考えるところでございます。

○山口委員

この件は、今後、状況を見ながら、まだいろいろな御意見が市民の方も言っていると思いますので、また論議させていただきたいと思います。答えは要りません。

◎小樽環状線について

次に、道道小樽環状線について、私は基本的には（仮称）最上トンネルについては、不必要だということは前にも申し上げまして、あのトンネルの上の部分の今の道道については、今度、市道になって引き取ることになります。結構、除排雪も大変な部分になって、管理を市に任せられると、先ほどの除排雪路線も増えるという形になっていきます。交通量からいっても、その必要性について、なかなか説得が難しいのと違うのかなと私は思うのですよ。

忍路防災事業のこともありましたけれども、そのときに私は、忍路の観光のある意味ではマイナスになると。日本海の景観というのは物すごいわけです。確かに海側を通って危険な道路でしたよ。でも、冬の日本海というのは、いろいろな魅力でしたが、何の魅力もなくなったというのがあるのですよ。積丹に行きましょうというの、途中がよかったのに、トンネルばかりになってきている。特に今、祝津もそうですよね、あのトンネルができてから、豊浜もそうです。大変おもしろいところだったのですけれども、魅力がなくなったということです。やはりいいことがあれば、当然マイナスのこともあるわけです。

ただ、私はやはり今の環状線について言うと、北海道がおやりになるのだけれども、何なのかなというふうに思うのが、率直な印象です。市に聞くのは、大変心苦しいのですけれども、ただ、市としても、北海道の事業であっても、国の事業であっても、地元でやられるわけですから、意見がないというのはだめなのです。私たちのまちはこうだから、この計画は許容できませんと、代替でこういうふうにやってくださいというのではないと困るのです。唯々諾々と受け入れるというのはよくないと思うのです。そういう意味で、道道小樽環状線について、考え方を求めるというのはちょっと難点があると思いますので、進捗状況、今どういう状況になっているのかだけをお聞きます。

○（建設）都市計画課長

道道小樽環状線の改築事業の進捗状況につきましては、平成 24 年から事業着手してございまして、24 年度におきましては、実施設計、用地測量等を行っているところでございます。25 年度から用地補償、あと 26 年度においても用地補償いたしまして、一部、本工事を着手予定というふうに聞いてございます。

なお、トンネル工事につきましては、27 年度から 30 年度を予定しているというふうに聞いてございます。

○山口委員

今の件はありがとうございました、よろしくお願いします。

◎カジノについて

大事なものがもう一つあるのです。今定例会はカジノの議論で相当な時間をとってやらせていただきました。第 4 回定例会で私は代表質問もやらせていただくときに、カジノ一色でやらせていただきたいので、あまり今回は触れないというふうに思っておりますが、当委員会でも聞きたいのは、予算特別委員会で多少、私達の会派の斎藤博行議員が、小樽で想定するようなカジノとは一体どういうものなのかと、大体どういうところを想定されているのか

ということも多少お聞きになって、まだなかなかわからないような状況ですけども、どうも聞いているとウイングベイ小樽を想定されているのかなと思うのですが、ただ、カジノとは賭博ですよね。だから、今は禁止されているわけです。それを特例措置で基本的にはやれるようにしましょうということです。ただ、合法化されても、いわゆる風営法上は規定がされるのではないですか。パチンコだって風営法で規定されています。

現在、築港地区には病院も建ちました。あの地域に、今の都市計画法上、そういうものをつくれるのかという疑問があります。それについての考え方はここでしか聞けませんので、お聞きいたします。

○（建設）都市計画課長

カジノ、都市計画上の問題ということでございますが、カジノは現行法上、できないということになってございまして、都市計画法上については、その場所について判断できないことでございますので、御理解願いたいと思います。

○山口委員

そのような答弁だと思いましたが。問題は、都市計画というのは一定の思想、理念に基づいて決められています。そういう中で、今は確かにそういう答弁になると思いますが、これまでの考え方としてふさわしいのかどうかということについて、それは一定の考え方を、例えば変えるなら変える理由というのが要ります。これまではどうだったのか。なぜあの地区を、例えばあそこの築港地区は新都市景観形成地域ですよ。病院なども持ってきて、都市のいわゆる健全な、言ってみるなら経済活動をやっていただくような地域としてつくったわけでしょう。そういう中にあるのですから、枠というのを入れるそうですよね、法律でどうあろうが、そういうことでしょう。いろいろユージュースを見ているんですけども、カジノにどういうものがついてくるかも、あまりいいものは出ていません。質屋が並んだり、貸し金屋が並んだり、コールガールの組織のアジトができたり、賭博にはそういうものがつきものです。これはスマートにやって、上品だといっても、当然、まちに対する影響はほかのものよりもはるかに大きいわけですよ。そういうことを考慮に入れて、あの場所にそういうものを持ってくる都市計画上の理由は何かという説明が要るのですよ、課長。そこについては、どういうお考えを持っていच्छいますか。

○建設部西島次長

非常に難しい御質問で、前提としてあの場所というお話をされているのですけれども、基本的にまだ何もわからない状態の中で、なおかつ、現行法で認められないものを認めようとするということは、新たな法律ができるとか、新たな枠組みができてくるわけですから、当然その中で議論をすることであって、現在の都市計画でいい悪いという判断は、今の時点では申しわけないですけども、できない。ただ、まちづくりの方針、基本的な将来像というのは、当然、都市計画マスタープランなり、それから総合計画の中でそういった将来像というのがうたわれていますので、それとの整合性というのは当然図っていくものだと思いますけれども、個別にあの場所が今どうか、ふさわしいか、そうでないかという話は、まことに申しわけないのですけれども、今ここで申し上げることはできないということで、御理解をいただきたいと思います。

○山口委員

これ以上やりません。終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

◎除雪計画について

除雪計画について少し質問させていただきます。今冬の主な取組目標として、市民との協働を推進していくということですが、私も第 1 回定例会の当委員会で、入船の取組などを例示させていただいて、地域との連携を

取り組んでいってほしいということを訴えました。その後、豊川町会からも、自分たちはお金を出してやっているのに、市の排雪が入らない、お金を出していないところは全然ずっと排雪されないままで、どうしたものかという御要望をいただきました。ですので、できればそういった民でやってくれるところは民でいいのですけれども、市の排雪との兼ね合いとかは、せっかくだからスケジューリングするなり、何か調整していってほしいと思います。

第 1 回定例会から、月日がたっていますので、その後の進捗などを伺えればなと思っています。進捗ではなくても、考え方でも結構ですので、お願いいたします。

○（建設）雪対策課長

今、御質問のありました地域との連携ということですが、市としましては、雪対策については、市民との協働というのは推進していくべきだという基本方針は持っております。それで、例年のように、本年も秋、11 月に第 2 回目の除雪懇談会、市内 9 会場で予定しておりますので、そのときに皆さんからの意見を伺うということももちろんですが、雪の関係は要望がありまして、その要望について全てお応えすることは難しいのですけれども、そういう要望があったということを真摯に受け止めて、どのような対応をしているのかというのは日々考えているつもりでございますので、今後とも何かありましたら、そういう御要望についてはすぐ受けたいというふうに思っております。

○安斎委員

うちの前をやってくれとか、あそこのところをやってくれという、そういう個別の要望ではなく、逆に私たちがやるよということであるので、そういった要望を聞き取って、調整して、逆に市民の方がやってくれたところの部分で、削れた予算を少しほかのところに回すなど、いろいろなやり方があると思いますので、ぜひ真摯に受け止めて、進めてほしいと思います。

除雪計画については終わります。

◎小樽公園の都市計画変更について

小樽公園の都市計画についてですが、勉強不足なところがあるので、確認をしながら質問させていただきたくて思っております。今回、緑小学校の部分も、等価交換というわけではないのですけれども、変更して第 2 駐車場にするということです。駐車可能な台数は現在 127 台ということで先ほど答弁されていたと思うのですが、ほぼ同じ面積なので 127 台をまず確保できるのかどうかということを確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）都市計画課長

新しい駐車場の台数につきましては、今のところ、小型車駐車場として 155 台、そのほかに大型車駐車場として 3 台、計、おおむね 158 台を予定していることになってございます。

○安斎委員

今よりももう少し拡大されるということですね。私はわからないのですが、緑小学校の解体をたぶん教育委員会の予算でやって、その後、更地になったところの整備を建設部でやるというような認識でよろしいのかどうか、お聞かせいただけますか。

○（建設）公園緑地課長

駐車場の整備につきましては、実際、小樽公園の再整備の中でやっていきたいというふうに考えてございます。再整備に三つの点がございまして、こどもの国の整備と、それから広場等、日本庭園の見晴台とか、そういったところの整備、それと駐車関係の整備という三つの点がございまして、それが最後になりますが、そういった再整備の中でやっていきたいというふうに考えております。

○安斎委員

一時、再整備計画が先送りされましたけれども、結果オーライだったということですか。第 2 駐車場は変更にな

るという、それともそもそもこの場所を駐車場にしようと考えていたのですか。

○（建設）公園緑地課長

その公園の再整備計画は平成 18 年でしたので、そのときに具体的な場所というのは決めていませんでした。ただ、小樽公園というのは大きい公園ですから、再整備を一気にやるということはなかなか難しいので、第 1 期としてこどもの国をやり、第 2 期として、来年から広場関係をする。その後に、ちょうど緑小学校の建替えの話が出てきて、一気にやりましょうという考えであります。

○安斎委員

予算は大体どれぐらいを想定されているのですか。

（「まだ全然わからない」と呼ぶ者あり）

いや、いいです。

先ほど山口委員もおっしゃられていたのですけれども、今の第 2 駐車場も、この新しい第 2 駐車場も、やはりちょっと利便性がどうなのかなというところがあるのですが、今の場所よりは緑小学校のほうがいいと思っております。問題なのは、緑小学校からグラウンドへ行くところは坂になっていまして、利便性がどうなのかなと。また、坂なので、障害者の方々への対応とかも求められると思いますので、もしその部分、方針など、考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○（建設）公園緑地課長

当然、あのような公園ですから、車椅子等の対応というのは考えてございます。それで、段差につきましては、専用の、つづら折りになりますけれども、そういう園路等はつけなければならないというふうに考えております。

○安斎委員

わかりました。ぜひ対応していただきたいと思っております。

市民と語る会でも、駐車場などへの、御意見がありましたけれども、それはもう新谷委員が質問していましたので、それについては触れません。

◎小樽公園の藤について

今年、小樽公園で、子供たちを連れてクイズラリーというイベントをやったところ、日本庭園の前をたまたま通りましたら、藤の木の部分が立入禁止になっていて、藤を簡単に支えているというような状況だったのですけれども、これについて、いつからこういう状況になっていて、今後、どうするのかというのを小樽公園の関連で答弁していただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

日本庭園の藤ですね、非常に花も大きくて、長くて、木々は銘木だと認識しております。それで、長いこと藤棚は、木の棚だったのですけれども、昨年、大雪ということとある程度老朽化していたという部分もあわせて、雪解けのときに雪の重さでつぶれてしまって、それで直そうかということなのですけれども、安くても百数十万円、それで維持管理費の中からでは 1 けた違うぐらいしか出せませんので、どうしようかということだったのですけれども、ちょうど来年度、再整備に入りますので、来年度は日本庭園の再整備を一番先にやります。ですから、その中で藤棚の整備ということをやりたいというふうに思います。その鉄の棚は、つぶれたままもし地べたで藤の花が咲いていたら、あまりにもかわいそうなので、とにかく簡単でもいいから持ち上げて咲かせたいということで、そういう形で応急対応したところであります。

（「公園予算、少ないのだな」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

今、山口委員が言ったように、維持管理費が足りないようで大変なのですが、再整備の中でやっていただけるということなので、ちょっと安心といいますか、よかったなと思っております。

その整備に関してなのですけれども、私も勉強不足で来年度再整備に入ることをちょっと失念していたのですけれども、藤は 5 月、6 月か、春先にだんだん咲いて、夏にかけて咲いてくる花なのです。来年度の予算でやるということは、来年の咲く時期にはちょっと間に合わないのかなと考えているのですけれども、もしせっかくやるのであれば、債務負担行為などを、新年度予算の入った瞬間に、すぐ工事に入れるような取組とかはできないもののかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○（建設）公園緑地課長

まず、藤の花あるいはツツジが非常にきれいな場所なのですけれども、どの花も春に咲くものですから、頑張って仮に春に着工しても、そのほかに池も直さなければならないということもありまして、ちょうど工事にぶつかってしまうのです。だから、逆に、あのままで申しわけないのですけれども、花がある程度終わってから工事にかかったほうが、迷惑がかからないのかなというように考えております。

○安斎委員

あその池の水も、そういえば、たしかずっとない状態ですよ。

そういった時期的な問題もあるので、何年もこういう状態にしているよりも、できれば何かこれから整備しますとか、看板でお知らせしてあげたほうがよろしいと思いますので、もしできるのであれば、簡単な処置などしていただきたいなと思います。

○（建設）公園緑地課長

今、委員がおっしゃったように、御意見を採用させてもらって、そういう P R 看板も考えたいというふうに思います。

◎奥沢水源地について

○安斎委員

では、奥沢水源地の質問に移らせていただきます。

代表質問でも取り上げ、今後のスケジュールについて少し伺ったのですが、予定は未定というような状況の中で、奥沢水源地保存・活用基本構想策定後の運営計画を市民と一緒につくって、なるべくハードの予算を抑え、市民が活動しながらつくっていく公園をというふうに提案させていただきました。それについて調査をしていくということだったので、今回、基本構想を策定したということになりましたので、改めて今回お話しさせていただいた泉佐野丘陵緑地の取組について、運営計画をつくってやっていくという方向について、もし御意見があれば、感想などで結構なので、お聞かせいただきたいと思うのですが。

○（水道）整備推進課長

基本構想につきましては、将来的な方向性を示したものでありますけれども、基本構想の具体化に向けての整備内容、時期、事業執行については、今後の検討となります。委員の御提案の手法についても、選択肢の一つになるのかというふうに認識しているところです。

○安斎委員

ありがとうございます。先ほどもありましたけれども、やはりお金がないものですから、いかに使わないで、だけれども市民が活用できるような、そして歴史と自然を残していけるようなものにしたいということなので、ぜひいろいろなことを考えてつくってほしいと思います。

山口委員も参加されている桜の木の新植について以前、お話されていましたが、桜を植えたいとかという人もいたり、今回は駐車場のところに千年の森を植えるとか、いろいろな団体がありますので、

（「ずっと奥」と呼ぶ者あり）

ずっと奥ですか。場所がちょっと違いましたが、基本構想はゾーニングをしています。市民の方が入ってつくっていくのはすごくいいことなのですが、逆にいろいろな人が入って、手宮公園みたいに、こっちはクリ林な

のにとか、桜を植えているのにとか、混在しないようにつくってほしいと思っていますので、できれば早期に、ここの部分はこういう人たちでつくってもらいますとか、今後はこういう考えですというのをまとめてほしいと思います。また、お金の絡みもあるのでしょうか、すぐには言えないと思いますが、早急にそのような運営計画なり、今後の民間との協働の部分とか、ゾーンをもう少し早めに進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）整備推進課長

基本構想で将来的な方向性、各区域の使い方を示したわけでございますけれども、具体的内容については、これからということになりますので、今言われましたように、将来の活動にそごが生じないように調整は考えていく必要はあると思います。

○安斎委員

ぜひお願いいたします。市民でやりたいという方もいっぱいいらっしゃるし、団体も幾つもありますので、いろいろな問題が生じた場合もあります。大変でしょうけれども調整をお願いしたいと思っております。

また、今後なのですけれども、計画をつくって、いざ実行するといったときには、水道局の予算にはならないと思っております。つくった段階で、今度は建設部に移行して、建設部が予算立てしていくのかなと思うのですが、その連携もしっかりしてしてほしいと思います。建設部も小樽公園の再整備計画でさえ遅れてしまったり、予算もない中でやっていくということなので、連携をしっかりといただきたいと思うのですが、建設部として、この奥沢水源地の整備についての考え方を持っていらっしゃったら、それを聞かせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設部浅沼次長

奥沢水源地の整備についてですけれども、今、水道局で基本構想を策定して、最終的にはその部分をどのような事業手法で整備していくのか、財源の問題もありますし、どのような予算立てをしていくのかということもあります。また、それによって市全体の財源の確保をどうするのかというような、かなり大きな課題があるかと思っています。ただ、最終的には、今、委員がおっしゃったように、建設部のほうでということになる可能性というのは十分あるかと思うので、基本構想に基づいた整備の方法を手法も含めて検討していく必要があると思っております。

また、あそこの箇所については、非常に自然の豊かな場所でありまして、またその一方でマムシが出るとか、熊も出没するというお話ですから、そういう意味の安全対策をどうするのかというような部分も、人を安全に入れるという部分に関して言うと、課題としては結構あるのかというふうに認識をしております。

○安斎委員

1 点だけ、この基本構想の中身で、細かいことなのですけれども気になったので、質問させていただきます。

歴史学習のところで、案内板や I T 技術などを利用して水道の歴史を学べる場ということで、事例がスマートフォンの利用で AR 技術を使うということで書かれているのですが、これはもう AR を活用した歴史学習をやりたいということでここに盛り込んでいるか、それともあくまでも事例なのかというのをまず確認させていただけますか。

○（水道）整備推進課長

基本構想でお示ししているのは、スマートフォンを利用した技術ということでございますけれども、その内容については、あくまでもイメージということで掲載させていただきました。将来的に多様な技術の開発がされると思いますので、それらを含めてのイメージということで今回提案しています。

○安斎委員

それを聞いて安心しました。というのは、AR という技術を御存じで基本構想に入れられていると思うのですが、確かに技術はすごいのですが、使用がとても面倒くさいのです。スマートフォンに 1 回 AR のアプリを入

れて、そこらかざして使うのですが、そのアプリを入れるまでが面倒くさくて、あまり使っている人がいないのです。この前も、新聞で、パナソニックが全面広告を入れ、そこにスマートフォンをかざし、ARアプリに認識させると新商品が出てくるというのがあったのですが、新聞だと印刷の関係で全く出なかったという誤作動も起るなどの状況もあり、確かに技術を使えたら楽しいのですが、あまり利用されていません。こういったIT技術を活用して進めていくというのはすごくいいことなのですが、今後、何がいいかというところも含めて、もっと調査・研究して行ってほしいと思います。これは要望ですので、答弁は要りません。

これで終わりたいと思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 15 分

再開 午後 4 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

新谷委員。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第 309 号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について及び第 312 号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については採択を求める討論を行います。

陳情第 309 号は、住宅リフォーム助成制度の予算の増額を求めるものです。先ほどの答弁にもありましたように、今年度は 252 件の申込みがありました。現時点で 1 件当たりの補助額は 17 万 7,707 円です。また、現時点で本市の補助金総額 1,759 万 3,000 円に対し、工事費総額は 2 億 7,240 万 4,053 円で経済効果は 15.48 倍になり、昨年度よりも効果が上回っています。現時点での 1 件当たりの補助額を応募件数の 252 件に充てても、4,478 万 2,200 円程度です。どこの自治体でも経済効果が実証されている住宅リフォーム助成制度の増額で、小規模事業者にも仕事が回り、市内経済活性化が図られるのですから、陳情の願意は妥当、採択を求めます。

陳情第 312 号については、これまで述べてきたとおりです。

詳しくは本会議で述べます。皆さんの賛同をお願いして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 309 号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 312 号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。